

事務事業名	6994 放置自転車対策事業													
担当組織	市民生活部 防犯くらし交通課								担当	交通担当				
組織コード	R2	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	08	01	02	03	01	記入日	令和 2年 6月25日
	R1	13	06	00		R1	01	08	01	02	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外	
分野	08	公共交通										
施策	65	駅周辺自転車対策										
事業期間	昭和61年度～令和2年度											
根拠法令 通達等	戸田市自転車放置防止条例、戸田市自転車放置防止 条例施行規則							関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	JR及び駅周辺店舗の利用者											
事業目的	駅前に放置自転車があることにより、歩行者や自転車の通行の妨げになることや緊急活動に支障をきたす。また、災害時の避難の妨げや街の景観を損なうので、これらの弊害を除去することによって公共の場所における生活環境を保持する。											
事業内容	放置自転車受託事業者による警告札の貼付、放置禁止啓発活動。放置自転車の整理・撤去により公共の場所を確保する。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	
	事業費		40,185	41,048	41,100	41,048	41,048	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	1,745	1,387	1,387	1,387	1,387	
		一般財源	38,440	39,661	39,713	39,661	39,661	
	人件費		2,396.8	2,396.8	2,396.8	2,396.8	2,396.8	
	投入 人員	常勤職員	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	0.35人	
		非常勤職員	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人	
事業費+人件費		42,582	43,445	43,497	43,445	43,445		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H30目標 H30実績	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績
	活動 ①	放置自転車への警告数	台	警告札貼付年間延台数	7,000	2,500	2,000	
					3,049	2,036	—	
	成果 ①	放置自転車撤去台数	台	年間の撤去台数	1,680	1,300	1,200	
					1,362	1,241	—	
	成果 ②							—
						—		
目標達成 状況 の分析		A：活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 駅周辺概ね300m以内を範囲として警告・撤去活動を実施しており、これまでの取り組みの効果により、駅周辺における不適切な駐輪台数の規模は縮小しているものとする。警告台数・撤去台数ともに前年に比べ減少し、目標を達成した。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>駅前における放置自転車を減少させ、快適な交通環境を整備するためには、自転車駐車場の運営と併せて、放置自転車が多く発生する駅前を中心に、放置自転車への警告・撤去を実施することが不可欠である。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>事業費及び人件費等については、放置自転車への警告・撤去及び保管業務を実施するうえで必要不可欠な経費であり、適正である。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>放置自転車所有者とのトラブル防止のため、警告書貼付後でも速やかに移動しない自転車について撤去することとしている。緊急性や危険性がある場合には即日撤去も実施しているが、放置自転車対策としては適正な手法と考える。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>撤去自転車等の警告・撤去業務及び保管業務に係る費用に対する、撤去料の負担としては適正であるとする。</p>

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	警告・撤去活動のみならず、放置自転車を事前に予防することを目的とし、駅前における指導活動（自転車駐車場に誘導する等）の徹底を委託業者に指示した。
見直しの効果	警告台数・撤去台数ともに前年度に比べて減少しており、放置自転車の減少により駅前を中心とした公共の場における良好な環境が保たれている。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>公共の場における安全で快適な交通環境を維持していくために、駅前を中心とした市域全域での警告・撤去を引き続き実施する。</p> <p>また、夜間や土日における放置自転車への警告・撤去業務についても回数やタイミング等を検討し、効果的に実施することにより、より良好な環境が整うと見込まれる。</p>
今後の取組方針	<p>夜間撤去も含めた放置自転車の警告・撤去の実績を踏まえ、その傾向や効果を分析の上、来年度以降の実施内容についてより効率的で効果的な手法を検討していく。</p> <p>また、土地区画整理事業により新しい道路も築造されることから、新たな自転車放置箇所が発生しないよう注視していく。特に駅周辺は放置禁止区域としているため、即時撤去も必要に応じて実施すること、併せて警告の強化により放置自転車の減少を目指し、駅周辺及び市域での良好な交通環境を維持していく。</p>

事務事業名	6995 自転車駐車場管理事業													
担当組織	市民生活部 防犯くらし交通課								担当	交通担当				
組織コード	R2	13	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	08	01	02	04	01	記入日	令和 2年 6月 8日
	R1	13	06	00		R1	01	08	01	02	04	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ										実施計画候補					
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち								● 対象 ○ 対象外					
分野	08	公共交通													
施策	65	駅周辺自転車対策													
事業期間	昭和60年度～令和2年度														
根拠法令 通達等	戸田市自転車駐車場条例、戸田市自転車駐車場条例 施行規則								関連計画 施政方針						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの														
対象	JR及び駅周辺店舗利用者														
事業目的	駅へ行くための補助交通用具として、自転車を利用する市民の利便向上を図るとともに、駅周辺の良好な環境を保持する。														
事業内容	施設の利便性、セキュリティの向上及び民間事業者の自由な発想による市民サービスの向上を目的として平成28年度より指定管理者制度を導入した。 駅や駅周辺店舗を利用する自転車利用者に対する自転車駐輪場として、満足いただけるよう、安価な利用料金で質の高いサービスを提供する。														
実施主体	■ 市による単独直営 ■ 委託 (□ 3セク・財団 ■ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()														

2. 実施結果

		令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	
事業の 予算・実績	事業内容	自転車駐車場の管理	自転車駐車場の管理	自転車駐車場の管理	自転車駐車場の管理	自転車駐車場の管理	
	事業費	15,361	16,533	16,385	16,559	16,559	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	16,559	16,533	16,559	16,559	16,559
		一般財源	-1,198	0	-174	0	0
	人件費	2,396.8	2,739.2	2,396.8	2,396.8	2,396.8	
	投入 人員	常勤職員	0.35人	0.4人	0.35人	0.35人	0.35人
		非常勤職員	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人	0.15人
事業費+人件費		17,758	19,272	18,782	18,956	18,956	

目標達成状況	指標名		単位	説明・算定式	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績
	活動①	自転車収納総台数	台	8箇所の自転車駐車場収納総台数	10,157	10,157	10,020
活動②				10,157	10,020	-	
成果①	駐車場定期利用総登録台数	台	定期利用の月平均登録台数	8,100	8,100	7,889	
				7,857	7,858	-	
成果②	駐車場一時利用総台数	台	月平均利用台数	60,000	63,000	50,000	
				62,077	62,911	-	

目標達成状況の分析	C：活動・成果ともに達成できなかった。 <判断理由> 定期利用登録台数は目標を達成できなかったものの、サービス水準や利便性向上に向けた取組みにより年間を通して安定的な定期利用者の確保につながった。また、一時利用については、車種別にスペースを随時調整するなどの工夫を行い、満車による一時利用の機会損失を抑制できたことにより、年間を通して件数が大幅に増加したが、2月以降新型コロナウイルスの影響により急激に減少し、わずかに目標を達成できなかった。						
-----------	---	--	--	--	--	--	--

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	B	A	A	<p><判断理由></p> <p>放置自転車対策と併せて実施することで、相乗効果により駅周辺の良好な交通環境を保全することが可能であるため、不可欠な事業である。また令和元年度は一時利用数が過去最高水準で推移したことで、放置自転車が前年度よりも大幅に減少し、例年以上に駅周辺環境の向上に貢献できたといえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：経費の精査が十分になされている。
	B	B	A	<p><判断理由></p> <p>指定管理者制度導入後3年が経過し、民間企業のノウハウを活かした運営管理はもとより、事業者の創意工夫による収入増加、及び人件費等やその他運営経費等を徹底的に見直すことによる支出削減をいずれも達成し黒字となったことから、経費については適正であると考えられる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>インターネットにおける申請受付や24時間体制のサポートセンター、またICカードによるゲートや有人管理による補助など、利用者が安全かつ便利に利用できるよう常に創意工夫を凝らしたサービスの提供がされ、効果的な手法であると考えられる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	B	B	A	<p><判断理由></p> <p>利用料金については3年に一度見直すこととしており、令和元年度に見直しに向けた検討を行った。指定管理者制度導入前と比較すると高くなっているが、現在の設備や管理体制を鑑みても、同等の設備を有する近隣自治体や民間駐輪場と比較して安価であり、受益者負担の割合としては適正な価格といえる。</p>

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	<p>一部駐車場において、定期利用と一時利用の各収容可能台数を調整した。</p> <p>大型自転車と一般自転車の駐車スペースを需要に応じて随時調整した。</p> <p>自転車安全点検キャンペーンを駅ごとに実施した。</p> <p>広報活動拡大の一環として不動産会社及び市内自転車販売店におけるチラシ配布を行った。</p> <p>新年度定期利用の受付期間を2月末まで延長した。</p>
見直しの効果	<p>定期利用の満車による一時利用機会の損失を抑制でき、一時利用収入の増加に繋がった。また、定期利用者が分散し、定期利用稼働率の低い駐車場の稼働率が上昇した。</p> <p>大型自転車の利用者数拡大により収入の増加に繋がった。</p> <p>点検サービスの実施や、周知広報等の拡大により、新規利用者の獲得に繋がった。</p> <p>新年度定期受付期間の延長により、例年以上に申込数が増加した。</p>

5. 今後の方針

事業の方向性	<p>● 1 現状で継続 ○ 2 拡大して継続 ○ 3 縮小して継続 ○ 4 他事業と統合 ○ 5 休止</p> <p>○ 6 その他見直し ○ 令和3年度で終了 ○ 令和2年度で終了 ○ 令和元年度で終了</p>
	<p><判断理由></p> <p>市内各駅の自転車駐車を改修し、指定管理者による運営管理を導入して4年目となったが、インターネットを利用した定期利用登録や一時利用の支払いにICカードを利用可能としたことなどの利便性の向上に加え、利用者のニーズを反映した柔軟なレイアウト変更や、自転車安全点検などの各種サービスの実施等により、民営の自転車駐車場との差別化を図った。駅周辺の良好な交通環境を維持するため、今後も指定管理者と協議しながら、快適な自転車駐車場の整備と管理運営を実施する。</p>
今後の取組方針	<p>令和元年度は利用料金の見直しと併せて、残りの指定管理期間における収支計画や収容台数の見直しを行った。指定管理開始当初に比べ社会的な就業形態の変化（テレワークの普及など）が見られ、その結果駐輪場利用におけるニーズにも変化があったことから、昨今の社会状況を踏まえた収支計画や収容台数としたため、以後3年間は当該計画に基づき運用していく。また、新規の定期利用者の獲得に向けて引き続き周知広報の強化や新たなサービスを実施するとともに、自転車駐車場の利便性向上と効率的な運営を進めるため、指定管理者と協議しながら既存サービス内容の見直しや運営体制を検討していく。</p>